

公立大学法人神戸市看護大学修学支援基金規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第14号

公立大学法人神戸市看護大学修学支援基金規程

(設置)

第1条 神戸市看護大学における学生に対する修学の支援のための事業に充てることを目的として、公立大学法人神戸市看護大学修学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 市民又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額
- (3) 第4条第2号に規定する事業に係る貸与金の返還分

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、公立大学法人神戸市看護大学基金等運営委員会の意見を聴いた理事長が決定した最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(事業)

第4条 基金は、経済的理由により修学に困難がある学生に対し、次の各号の事業に充てるものとする。

- (1) 授業料又は入学金の全部又は一部を免除する事業
- (2) 学資金を貸与し、又は支給する事業
- (3) 教育研究上の必要があると認めた学生の留学に係る費用を負担する事業
- (4) 学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に従事させ、当該学生に対し手当等を支給する事業

(寄附金の使途の変更の禁止)

第5条 基金に対して拠出された寄附の使途は、変更することはできないものとする。

2 前条第2号に規定による貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が償還された場合にあっては、当該

償還された金銭は、再び基金に帰属するものとする。

(事業年度)

第6条 基金の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(基金の管理)

第7条 基金は、法人本部長が管理する。

2 法人本部長は、次の書類を備え、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第3項の規定に準じて公立大学法人神戸市看護大学に備え置き、閲覧させるものとする。

(1) 基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類

(2) 基金への受入額及び基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたもの

(施行細目の委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、2022年1月1日から施行する。